

2022年度後期分 高等教育修学支援新制度による授業料減免継続 **A様式2**申請期間

日本学生支援機構給付奨学生は、採用された区分に応じて授業料が減免されます（第Ⅰ区分＝授業料全額免除、第Ⅱ区分＝授業料2/3免除、第Ⅲ区分＝授業料1/3免除）。2022年度後期の授業料減免継続を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、**A4印刷**して以下の申請期間内に必ず提出してください。

< A様式2の申請期間 >

| 受付日 | 受付時間 | 受付場所 |
|-------------------------------------|------------------------------|---|
| 2022年 9月5日(月)～9月30日(金) 土日祝日除く | 8:30～11:30 13:30～17:00 厳守 | ・学生生活支援課授業料免除窓口 (図書館1階西) ・医学部：学務課学生生活チーム ・農学部：事務課学務チーム |

申請書は、**窓口または郵送**で受付します。窓口に提出する場合は、受付期間内に持参してください。郵送の場合下記宛先に**レターパックライト**で送付してください。

※ 窓口の場合は、**9月30日(金) 17:00厳守**で提出してください。

※ 郵送の場合は、**9月30日(金) 必着**で送付してください。

< 送付先 >

【城北地区学部生】〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 学生生活支援チーム

※レターパックライトの品名欄に「**A様式2**在中」と記入してください。

【医学部】〒791-0295 東温市志津川454 愛媛大学医学部学務課 学生生活チーム

【農学部】〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課 学務チーム

注1) 医学部及び農学部の学生は各学部に提出してください。(窓口提出の場合のみ城北提出可。)

注2) 提出済(2022年8月1日以降に提出)の場合は、改めて提出する必要はありません。

(注意事項)

- 2022年後期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査及び学力審査の結果、給付奨学生としての基準を満たさない場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。「休停止中」となっている場合も提出してください。
(学力審査で「廃止」となった者は提出不要です。なお、今後の授業料減免は受けられません。)
- 期限までに提出がない場合、授業料減免の認定が受けられません。
- 2022年度後期分授業料減免結果通知書は1月中旬に郵送予定です。結果通知書に従って納付してください。
- 【任意】2019年度以前入学の学部生は経過措置申請が可能です。申請を希望される方は申請期間(愛媛大学ホームページに9月5日掲載)を確認し、書類を揃えて提出してください。
なお、日本学生支援機構給付奨学金に申請していることが前提となります。
(前期(年間)申請をしていない方が対象となります。)

日本学生支援機構 給付奨学生（受給中）の方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】 **A様式2**

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

提出書類

● **A様式2**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出

● **84円切手（結果通知用）1枚**

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒（縦 235 mm×横 120 mm）を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

| | |
|-----------|------|
| 切手貼付 | 郵便番号 |
| 学資負担者住所 | |
| 学資負担者氏名 様 | |
| 学生氏名 様 | |
| 学生証番号 | |

（注意事項）

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。
3. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回（前期・後期）A様式2を提出していただきます。本年度後期分（8月～9月末）・翌年度前期分（2月～3月末）の提出が必要です。

例1) 前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。

例2) 現在給付奨学生（受給中）の場合は前期も後期もA様式2を提出。

例3) 給付奨学金が「休停止中」の方も家計基準の見直しによって、給付奨学金が再開される場合がありますのでA様式2を提出。

4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

<郵送先> 城北地区

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課
学生生活支援チーム あて

品名に「A様式2在中」と記入。

<窓口>

学生生活支援課（図書館1階西）
医学部の学生：医学部学務課
農学部の学生：農学部事務課

※医学部、農学部の学生は該当学部の指定窓口で提出してください。

日本学生支援機構給付奨学生(受給中・休停止中)の方

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|
| 学生証番号 | | | | | | | | | | | | 氏名 | |
|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

愛媛大学長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。

| | | | | | |
|-------------|-----------------------|---------------|--------|----------------------------|--------|
| 申請者 | フリガナ | | | 入学年月 | 年 月 入学 |
| | 氏名 | | | | |
| | 生年月日 | (西暦) | 年 月 日生 | (歳) | |
| | 現住所 | 〒 ー 都道府県 市区町村 | | | |
| | 所属学部・学科等 | | | 学生証番号 | |
| | 学 年 | | 昼間・夜間 | □昼（昼夜開講を含む） □夜（法文学部夜間主コース） | |
| | 日本学生支援機構の給付型奨学金に関する情報 | | | | |
| 給付奨学金の奨学生番号 | | 5 ー 0 4 ー | | | |

※ 日本学生支援機構の給付型奨学金を併せて受給すること。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。